

第 45 回目は、社会保険の一般常識の介護保険法に関する解説です。

法律	内容	対象者	給付対象	給付内容
労働者災害補償保険法	介護補償給付 (介護給付)	労働者本人	労働者本人	現金
雇用保険法	介護休業 給付金	対象家族	被保険者	現金
育児介護休業法	休業の制度	対象家族	労働者	休業
<u>介護保険法</u>	介護給付 予防給付	被保険者	被保険者	現物給付

下記のように出題頻度が高い項目です。

【出題傾向 ○：択一式 ◎：選択式】

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
⑥	②	⑤	⑤	⑤	◎①	⑩	—	◎⑤	◎④	—

過去問を確認しながら内容を押さえていきます。

平成 27 年選択式出題

法 1 条（目的）

【条文】

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（沿革）

制定	施行
平成 9 年 12 月 17 日	平成 12 年 4 月 1 日

過去問（H19 年 7A）

高齢化や核家族化等の進行に伴い深刻化していた高齢者の介護問題に対応する新たな社会的仕組みを構築するために、介護保険法が平成 9 年に制定され、一部を除き平成 12 年 4 月から施行された。

保険給付の種類には、下記のように3種類あります。

①介護給付	②予防給付	③市町村特別給付
被保険者の要介護状態に関する保険給付	被保険者の要支援状態に関する保険給付	左記①、②の他、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として条例で定めるもの

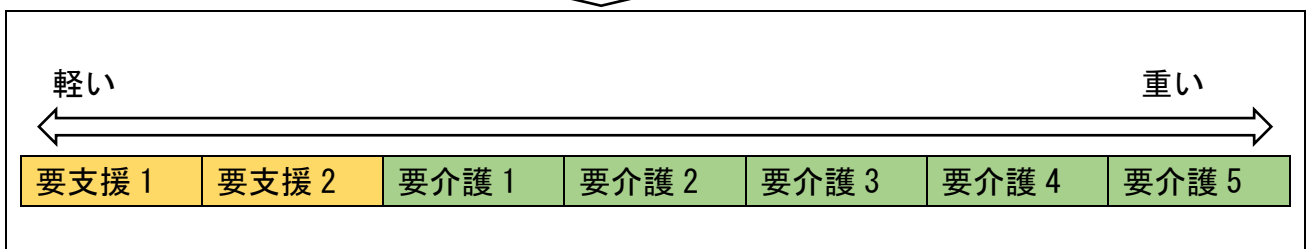
要介護認定により要介護1~5と認定された者が利用できる介護保険のサービス。

要介護認定で要支援1~2と認定された者が利用できる介護保険のサービス
平成18年4月に導入された新たなサービス。
生活機能の維持、向上がメインのサービス

市町村が独自に要介護・要支援者等に対して介護保険法で定められている保険給付以外に市町村の条例で定めた給付

「要介護状態」と「要支援状態」の内容

	内容
要介護状態	身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6月間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（要介護状態区分）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。
要支援状態	身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6月間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上的の障害があるために6月間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（要支援状態区分）のいずれかに該当するものをいう。



次に保険者及び被保険者の条文です。

（保険者）

- ①市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。
 ②市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

「被保険者」

第1号被保険者	市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者
第2号被保険者	市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

過去問（H16年 6B）

介護保険の被保険者は、第1号被保険者（市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者）及び第2号被保険者（市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の2種別に区分される。

【問題】 正解

過去問（H24年 7A）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有する65歳以上の者を第1号被保険者という。

【解答】 正解

過去問（H23年 9C）

介護保険法では、第2号被保険者とは、市町村（特別区を含む。）の区域内に住所を有する20歳以上65歳未満の医療保険加入者をいう、と規定している。

【解答】誤り

⇒第2号被保険者は、40歳以上65歳未満

（都道府県、地方公共団体の責務）

行政	内容
国	保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。（義務）
都道府県	必要な助言及び適切な援助をしなければならない。（義務）
国及び地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ●保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策 ●要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策 ●地域における自立した日常生活の支援のための施策 上記に関して、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。（努力）

過去問（H27年 7A）

市町村又は特別区（以下本問において「市町村」という。）は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

【解答】誤り

⇒「市町村又は特別区は」ではなく、「国は」にすれば正解です。

過去問（H20年 10B）

介護保険法においては、国及び都道府県の責務として、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、都道府県は保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない、また、国は必要な助言及び適切な援助をしなければならないと規定されている。

【解答】誤り

⇒主語が逆です。

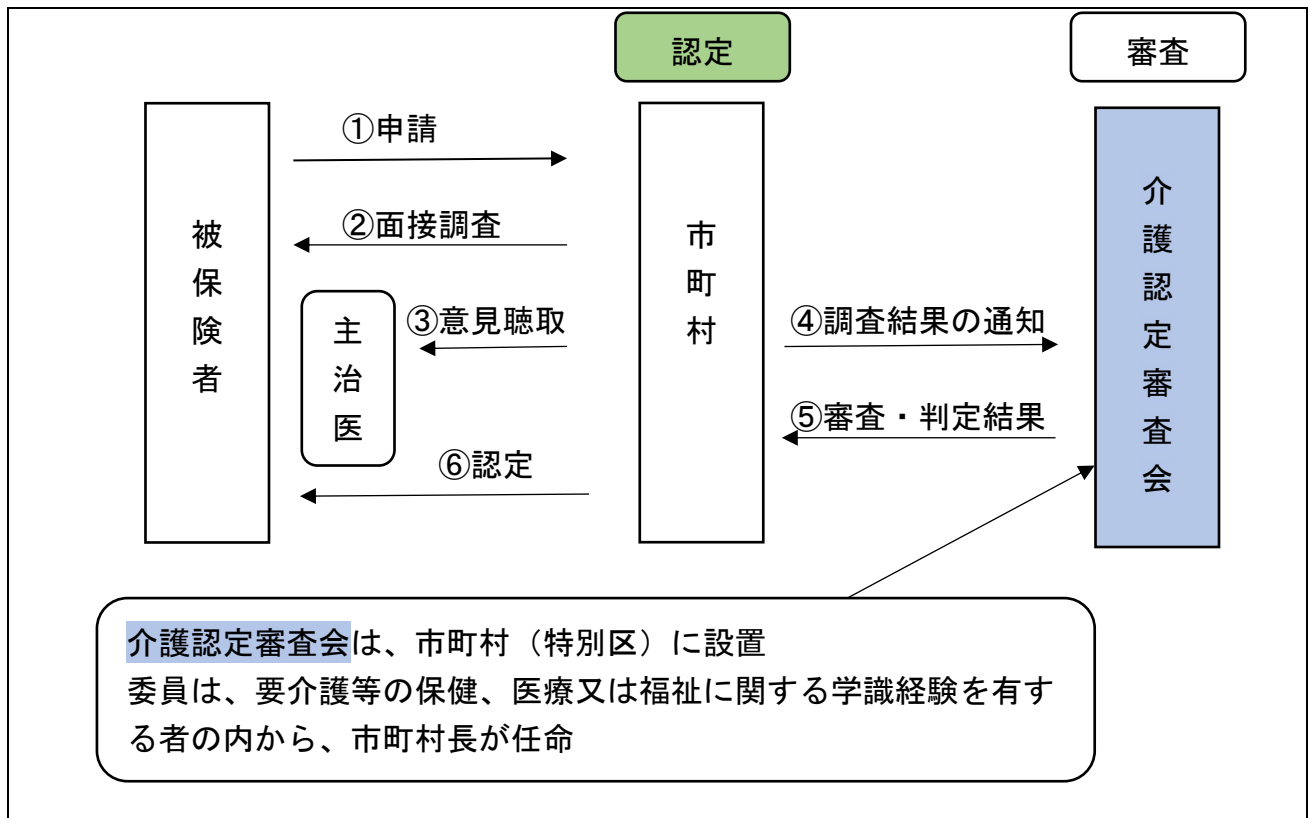
「認定」及び「介護認定審査会」

法 19 条（市町村の認定）

①介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定（以下「要介護認定」という。）を受けなければならない。

②予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当すること及びその該当する要支援状態区分について、市町村の認定（以下「要支援認定」という。）を受けなければならない。

【認定の流れ】



過去問（H24年 7B）

介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

【解答】誤り

⇒市町村の認定を受ける必要があります。

介護認定審査会は、審査、判定をする組織で最終的に認定をするのは市町村になります。

過去問（H20年 10C）

要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

【解答】 正解

過去問（H27年 7E）

要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならず、当該申請に関する手続を代行又は代理することができるのは社会保険労務士のみである。

【問題】 誤り

⇒社会保険労務士のほかに、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センターに、申請に関する手続を代わって行わせることが可能です。

過去問（H27年 7B）

市町村は、介護保険法第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため介護認定審査会を設置するが、市町村がこれを共同で設置することはできない

【解答】 誤り

⇒共同ということは、「他の市町村と共同して」ということで、都道府県は、介護認定審査会について地方自治法の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができます。

過去問（H18年 7D）

被保険者が要介護状態に該当することの審査及び判定等を行わせるために、市町村又は特別区に介護認定審査会を置く

【解答】 正解

過去問（H17年 7A）

介護認定審査会の委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

【解答】誤り

⇒「市町村長（特別区）」が任命します。

平成 28 年法改正…介護認定審査会の委員の任期

改正前	改正後
2 年	市町村が条例で定める場合は、「2 年を超え 3 年以下の期間で、当該条例で定める期間」

過去問（H24年 7C）

要介護認定は、要介護状態区分に応じて厚生労働省令で定める期間内に限り、その効力を有する。



【解答】正解

（要介護状態区分の認定の有効期間）

●新規、変更申請

⇒原則 6 カ月（市町村が必要と認める場合で、状態に応じ 3 か月間から 12 か月間までの範囲内 3 で設定）

●更新申請

⇒原則 12 カ月（市町村が必要と認める場合で、状態に応じ 3 か月間から 24 か月間までの範囲内で設定）

平成 27 年法改正

●有効期間を経過すると介護サービスが利用できなくなるので、有効期間満了までに認定の更新申請が必要。

●身体の状態に変化が生じたときは、有効期間の途中でも、要介護認定の変更の申請が可能。

●要介護認定は、その申請があった日にさかのぼってその効力が発生（通常、申請から認定まで 30 日位を要します。）

過去問（H24年 7D）

要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が、現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。

【解答】 正解

過去問 H23年 選択式

①要介護認定を受けようとする第1号被保険者（市町村又は特別区（以下「市町村」という。）の区域内に住所を有する65歳以上の者）は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に〔A〕を添付して市町村に申請をしなければならない。

要介護認定は、〔B〕その効力が生じ、初めて要介護認定を受けた場合（これまで要支援認定を受けていた場合を除く。）の要介護認定有効期間は、(1)と(2)の期間を合算して得た期間とする。

(1) 要介護認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間

(2) 6か月間（市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては、〔C〕で月を単位として市町村が定める期間（6か月間を除く。））

要介護認定が効力を生じた日が月の初日である場合にあっては、(2)の期間を要介護認定有効期間とする。

【解答】

A：介護保険被保険者証

B：その申請のあった日にさかのぼって

C：3か月間から12か月間までの範囲内

過去問 H23年 選択式

②要介護認定を受けた被保険者は、要介護認定有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、〔D〕をすることができる。この申請は、当該要介護認定の要介護認定有効期間の満了の日の60日前から当該要介護認定有効期間の満了の日までの間において行うものとする。

3 要介護認定に関する処分に不服がある者は、介護保険審査会に審査請求をすることができるが、当該審査請求の事件は、〔E〕のうちから、介護保険審査会が指名する者をもって構成する合議体で取り扱う。

【解答】

D：要介護認定の更新の申請

E：公益を代表する委員

被保険者が負担する費用

	負担割合
原則	100分の10
例外…65歳以上の <u>一定所得者</u>	100分の20

平成27年8月より改正

第1号被保険者であって、
合計所得金額が160万円以上（単身で年金収入のみの場合…280万円）

過去問（H17年 7D）

【問題】

介護保険では居宅介護サービス費の100分の70に相当する額が支給されるので、残りの100分の30は利用者負担として利用者が直接事業者を支払う。

【解答】誤り

⇒100分の10（1割）負担になります。（原則）

（完）